第91回
定時株主総会招集ご通知

開催日時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
開催場所　川崎市川崎区大川町２番１号
当社会議室（本館２階）

目　次

第91回定時株主総会招集ご通知…… 1
添付書類
事業報告…… 2
連結計算書類…… 18
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 … 21
計算書類…… 22
会計監査人の監査報告書 謄本 …… 25
監査役会の監査報告書 謄本 …… 26
株主総会参考書類
第１号議案　剰余金処分の件…… 27
第２号議案　定款一部変更の件…… 27
第３号議案　取締役７名選任の件…… 30
第４号議案　監査役３名選任の件…… 33
第５号議案　補欠監査役２名選任の件…… 35
第６号議案　退任取締役及び退任監査役に対する慰労金贈呈の件…… 37

三菱化工機株式会社
証券コード：6331

（証券コード　6331）
平成27年６月５日

株 主 各 位

川崎市川崎区大川町２番１号
三菱化工機株式会社
取締役社長　髙 木 紀 一

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第91回定時株主総会を下記により開催いたしますので、お繰り合わせの上、ご出席下さいますようご案内申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　　川崎市川崎区大川町２番１号
　　当社会議室（本館２階）
3. **目的事項**
　報告事項　１．第91期（自平成26年４月１日至平成27年３月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第91期（自平成26年４月１日至平成27年３月31日）計算書類報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　取締役７名選任の件
　第４号議案　監査役３名選任の件
　第５号議案　補欠監査役２名選任の件
　第６号議案　退任取締役及び退任監査役に対する慰労金贈呈の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kakoki.co.jp）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kakoki.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事業報告（自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や日本銀行の金融政策、また、円安傾向の定着等を背景に、企業業績や雇用情勢の改善がみられる等、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、消費増税後に冷え込んだ消費者心理がやわらぎつつあるものの個人消費は未だ勢いを欠き、また、生産や輸出の一部に持ち直しの動きがみられましたが、企業の景況感は慎重であり、民間設備投資は伸び悩みの状況が続きました。

このような事業環境の下、当社グループは、積極的な営業活動を展開して受注の確保に努めるとともに、事業構造改革による固定費及び諸経費の削減、経営管理の高度化等を重点課題として事業活動を展開し、早期の業績回復に努めてまいりました。特に、前年度の業績悪化要因でありましたエンジニアリング事業における国内外のプラント工事につきましては、損益管理ならびに、受注、見積、設計及び施工等の業務プロセス管理を強化し、工事コスト改善に努めてまいりました。

当連結会計年度の受注高は、プラントを中心とする大型案件の減少とこれに伴う厳しい受注競争、また、期待していた案件の延期等もあり、326億76百万円（前年度比9.4％減）となりました。

売上高は、既受注の大型工事の売上寄与が前年度で終了したことに加え、受注の伸び悩みを反映し、347億44百万円（前年度比2.1％減）となりました。

損益面では、売上高は減少しましたが、各種コスト改善及び固定費の削減に取り組みました結果、営業利益は16億91百万円（前年度は、18億13百万円の損失）と大幅に改善し、また、保有する外貨建ての資産に対する為替差益により経常利益は20億68百万円（同、17億56百万円の損失）となり、当期純利益は20億24百万円（同、37億18百万円の損失）を計上することができました。

また、当社単体では、受注高は、254億19百万円（前年度比9.0％減）、売上高は、279億62百万円（同7.4％増）、営業利益は、16億95百万円（前年度は、18億54百万円の損失）、経常利益は、18億２百万円（同、18億47百万円の損失）となり、当期純利益は、16億92百万円（同、37億63百万円の損失）となりました。

つきましては、過去２期無配を継続し、株主のみなさまには大変ご迷惑をおかけしてまいりましたが、上記のとおり業績が改善しましたことから、当期の期末配当金は１株につき５円として復配を実現いたしたいと存じます。

事業部門別の状況は、次のとおりです。

エンジニアリング事業部門

各種プラント・装置及び官公庁を主要顧客とする下水処理装置の営業活動を、当社の強みを生かせる重点分野に焦点を絞り積極的に展開しました。重点分野である水素及びバイオガスにつきましては、国土交通省の下水道

革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）に採択されました「下水バイオガス原料による水素創エネ技術」の実証研究を、福岡市、国立大学法人九州大学及び豊田通商株式会社との共同研究体で進め、下水汚泥消化ガスから水素を製造する一連の設備を建設し、燃料電池自動車に水素を充填する水素ステーションの技術実証を行いました。

受注高は、国内外向けプラントの大型案件の減少とこれに伴う厳しい受注競争があり、また、期待していた案件の延期等もあり、202億63百万円（前年度は、243億72百万円）と前年度を16.9%下回りました。

売上高は、既受注の大型工事の売上寄与が前年度で終了したことに加え、受注の伸び悩みを反映し、228億12百万円（前年度は、231億99百万円）と前年度を1.7%下回りました。

単体機械事業部門

主力の三菱油清浄機及び各種単体機械の積極的な営業活動を展開し、受注確保に努めてまいりました。重点分野である船舶に係る海洋環境規制につきましては、今後需要が期待されるバラスト水処理装置及び排ガス洗浄システムの製品開発を前年度に引き続き推進いたしました。

受注高は、主力の三菱油清浄機、各種単体機械の成約を得ることができ、124億12百万円（前年度は、116億91百万円）と前年度を6.2%上回りました。

売上高は、119億31百万円（前年度は、122億73百万円）と前年度を2.8%下回りました。

（企業集団の事業部門別受注・売上の状況）

部　　門	摘　　要	受注高	構成比	売上高	構成比
		百万円	%	百万円	%
エンジニアリング事業	都市ガス・石油関連プラント、各種化学工業用プラント、水素製造装置、下水処理装置、産業排水処理装置、各種水処理装置等	20,263 (24,372)	62.0 (67.6)	22,812 (23,199)	65.7 (65.4)
単体機械事業	油清浄機、各種分離機・沪過機、海水取水用除塵設備、撹拌機等	12,412 (11,691)	38.0 (32.4)	11,931 (12,273)	34.3 (34.6)
合　　計		32,676 (36,063)	100.0 (100.0)	34,744 (35,472)	100.0 (100.0)
（参考） 上表のうち	輸出関連	3,764 (3,978)	11.5 (11.0)	3,318 (7,047)	9.6 (19.9)

（注）1.　（　　）内は、前連結会計年度（第90期）の実績を示しております。

2.　当連結会計年度末受注残高は、194億51百万円であり、前年度末残高215億19百万円に比較して、20億68百万円の減少となっております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資は、総額１億59百万円（リース資産を含む。）であります。当連結会計年度は、設備投資を抑制し、既存設備の補修・更新を中心に実施いたしました。

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、金融機関からの借入をもって充当しております。また、所要資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、景気が緩やかに回復していくことが期待されますが、個人消費はなお勢いを欠く面があるとともに、企業の業況判断や設備投資計画も依然慎重であり、また、円安傾向の一服、さらには中国経済の成長鈍化等海外景気の下振れ懸念もある等、予断を許さない状況が続くものと思われます。

このような状況の下、当社グループは、受注の確保・拡大及び受注時採算の向上、コスト改善に努めるとともに、前年度からの重点課題である水素、バイオガス、船舶に係る海洋環境規制への対応装置等の成長分野の拡大、及び経営管理の高度化等に引き続き全力を挙げて取り組み、収益体質の強化を図ってまいります。

重点分野のうち、特に水素につきましては、燃料電池自動車の普及が政府主導で行われ、インフラ整備として水素ステーションの建設が急務となっており、将来性が期待される分野と位置付けております。このため当社は、水素ステーションに係る事業環境を的確に把握し、対応することができるよう新組織を立ち上げ、既存製品である水素製造装置「HyGeia（ハイジェイア）」をベースとした水素ステーションの建設コスト競争力を強化するとともに、新たな技術導入等により、更に競争力のある水素ステーションへの対応と技術開発・醸成を推進してまいります。バイオガスにつきましては、上述「B-DASHプロジェクト」に採択されました「下水バイオガス原料による水素創エネ技術」の実証研究を今後も継続し、同種案件の展開を目指してまいります。また、船舶に係る海洋環境規制につきましては、今後の具体的な規制の開始にあたって市場動向に的確に対応できるよう、バラスト水処理装置及び排ガス洗浄システムの製品開発を引き続き推進してまいります。

併せて、全社的な業務効率化及び諸経費節減、国内外のプラント工事のコスト悪化の未然防止及び工事コスト改善を更に徹底していくとともに、将来を見据えた人材の育成及び技術の伝承にも一層注力してまいります。

また、設備建設と機械製作を行う企業集団として、安全の確保に、より一層注力してまいります。併せて、社会的に信頼される企業集団を目指して、引き続き法令遵守の徹底と、会社法及び金融商品取引法に対応した内部統制システムの適切な運用に努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	平成23年度 第88期	平成24年度 第89期	平成25年度 第90期	平成26年度 第91期 (当連結会計年度)
受　　注　　高（百万円）	37,906	30,233	36,063	32,676
売　　上　　高（百万円）	35,514	46,745	35,472	34,744
当　期　純　利　益（百万円）	△268	△987	△3,718	2,024
1株当たり当期純利益（円）	△3.39	△12.49	△47.04	25.60
総　　資　　産（百万円）	44,601	47,736	41,411	45,225
純　　資　　産（百万円）	20,140	19,211	13,545	16,757

（注）1. 平成23年度（第88期）は、景気の持ち直しは緩やかなものにとどまる中、受注高は、前年度を13.1%下回り、売上高はほぼ前年度並みとなりました。損益面においては、プラントを中心とした厳しい価格競争に加え、現地工事費の高騰等もあり、コスト改善が十分な成果をあげることができず、経常利益は2億59百万円と減益となり、また、法人税率引き下げに関連する法律が公布されたことに伴う繰延税金資産の取り崩しの影響もあり、当期純損益は2億68百万円の損失計上のやむなきに至りました。

2. 平成24年度（第89期）は、景気は全体としては停滞感を残したまま推移する中、受注高は、前年度を20.2%下回りましたが、売上高は、前年度受注分が売上に寄与し、前年度を31.6%上回りました。しかし、損益面においては、一部現地工事費の高騰に加え、国内外の一部大型工事において工事採算の大幅な悪化が発生したこと等もあり、売上原価率が上昇し、営業損益は11億90百万円の損失、経常損益は8億円の損失、当期純損益は9億87百万円の損失となり、前年度に引き続き損失計上となりました。

3. 平成25年度（第90期）は、景気の緩やかな回復基調が広がる中、受注高は、前年度を19.3%上回りましたが、売上高は、既受注の大型工事の売上寄与が前年度でほぼ終了したことに加え、前年度の受注高の減少を反映し、前年度を24.1%下回りました。損益面では、売上高の減少による売上総利益の減少に加え、既受注の海外プラントの一部大型工事においてコスト改善ができず、工事採算のさらなる悪化を発生させたことにより、営業損益は18億13百万円の損失、経常損益は17億56百万円の損失となりました。また、特別退職金及び減損損失を特別損失として計上したことに加え、当期及び今後の業績動向を勘案し、繰延税金資産の回収可能性につきまして慎重に検討しました結果、繰延税金資産の一部を取り崩して法人税等調整額に計上しましたため、当期純損益は37億18百万円の損失となり、前年度に引き続き損失計上となりました。

4. 当平成26年度（第91期）の事業の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	出資比率	主要な事業内容
化工機プラント環境エンジ株式会社	百万円 100	% 100	各種プラント・環境装置の設計、建設、アフターサービス、メンテナンス、維持管理、環境測定
株式会社菱化製作所	百万円 60	100	機器製作・据付及び配管その他工事
化工機商事株式会社	百万円 50	100	各種機械販売、建材薬剤販売、厚生サービス、保険、人材派遣
MKK Asia Co.,Ltd.	百万バーツ 15	49	東南アジア地域におけるプラント設備の設計、機材調達、建設、メンテナンス、改造工事

(6) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は次のとおりです。

①エンジニアリング事業部門

都市ガス・石油関連プラント、各種化学工業用プラント、水素製造装置、下水処理装置、産業排水処理装置、各種水処理装置等のエンジニアリング及び建設をいたしております。

②単体機械事業部門

油清浄機、各種分離機・沪過機、海水取水用除塵設備、撹拌機等の単体機械の設計・製作・据付・販売をいたしております。

(7) 主要な営業所及び工場

会社名	所在地
三菱化工機株式会社	本社・川崎製作所（川崎市川崎区大川町2番1号） 本社営業事務所（川崎市川崎区宮前町1番2号） 支社（大阪市中央区） 支店（名古屋市中村区、沖縄県那覇市） 工場（三重県四日市市、茨城県神栖市） 海外営業所（マレーシア） 海外駐在員事務所（台湾）
化工機プラント環境エンジ株式会社	本社（川崎市川崎区大川町2番1号） 支店（大阪市中央区、福岡市東区） 営業所（横浜市旭区） 事業所（東京都葛飾区他11ヶ所）
株式会社菱化製作所	本社・工場（北九州市八幡西区洞北町4番1号） 営業所（東京都千代田区）
化工機商事株式会社	本社（川崎市川崎区大川町2番1号） 工場（茨城県神栖市）
MKK Asia Co.,Ltd.	本社（タイ）

(8) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
エンジニアリング事業	438名	24名減
単体機械事業	284	13 減
全社（共通）	113	4 増
合計	835	33 減

（注）全社（共通）として記載されている従業員数は、エンジニアリング事業及び単体機械事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
486名	26名減	42.1歳	15.1年

（注）出向者、休職者及び嘱託　合計69名は含みません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,200 百万円
株式会社横浜銀行	1,160
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	1,070

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　160,000,000株

(2) 発行済株式の総数　79,139,500株

(3) 株主数　11,149名（前期末比2,439名増）

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
三菱重工業株式会社	4,882千株	6.18%
明治安田生命保険相互会社	4,165	5.27
三菱商事株式会社	4,079	5.16
三菱化工機取引先持株会	2,376	3.01
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,359	2.98
東京海上日動火災保険株式会社	1,923	2.43
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	1,906	2.41
株式会社ＳＢＩ証券	1,334	1.69
株式会社横浜銀行	1,250	1.58
ＪＸホールディングス株式会社	1,219	1.54

（注）持株比率は自己株式（77,723株）を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	山中　菊雄	新事業本部担当
取締役	髙橋　泰	管理本部長兼環境事業本部担当
取締役	宮崎　敏男	機械事業本部長
取締役	髙木　紀一	プラント事業本部長
取締役	小池　伸彦	三菱重工業株式会社執行役員機械・設備システムドメイン副ドメイン長兼機械・設備システム調達部長
取締役	木曽　敏浩	三菱商事株式会社インフラ事業本部エンジニアリング事業部長
常勤監査役	新下　正彦	
常勤監査役	早野　博史	
監査役	秋山　正明	株式会社ジョイフル本田社外監査役 ユナイテッド・アーバン投資法人監督役員

（注）1. 取締役のうち小池伸彦、木曽敏浩の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち新下正彦、秋山正明の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役　秋山正明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役のうち髙木紀一、木曽敏浩の両氏は、平成26年６月27日開催の第90回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
5. 当社は、秋山正明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 平成27年４月１日付をもって、取締役の地位及び担当を次のとおり変更しております。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	髙木　紀一	プラント事業本部担当
代表取締役	山中　菊雄	
取締役	髙橋　泰	企画本部長兼管理本部担当兼環境事業本部担当
取締役	宮崎　敏男	機械事業本部担当

7. 取締役　小池伸彦氏は、平成27年３月31日付にて三菱重工業株式会社執行役員を退任し、本年４月１日付にて同社顧問となっております。
8. 取締役　木曽敏浩氏は、平成27年４月１日付にて、三菱商事株式会社インフラ事業本部戦略企画室長となっております。

（ご参考）当社は執行役員制度を導入いたしております。本年３月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	加藤　豊	新事業本部長
執行役員	横田　克也	プラント事業本部プラント営業部長
執行役員	伏本　浩	環境事業本部長兼大阪支社長

なお、平成27年４月１日付をもって執行役員の担当の変更及び新規選任を次のとおり行っております。

①　執行役員の担当の変更

地位	氏名	担当
執行役員	加藤　豊	社長付
執行役員	伏本　浩	社長付

②　新規選任

地位	氏名	担当
執行役員	田中　利一	管理本部長兼総務人事部長
執行役員	町田　憲司	プラント事業本部長
執行役員	井熊　敏行	環境事業本部長
執行役員	正木　惠之	大阪支社長
執行役員	中村　正男	機械事業本部長

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位
安藤　公一	平成26年６月27日	任期満了	代表取締役・常務取締役
中川　哲志	平成26年６月27日	任期満了	社外取締役 三菱商事株式会社執行役員

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取　締　役 （うち社外取締役）	8名 （3）	81,257千円 （2,400）
監　査　役 （うち社外監査役）	3 （2）	36,317 （21,737）
合　計 （うち社外役員）	11 （5）	117,575 （24,137）

（注）1. 取締役の報酬等の総額は、平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役6百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。）と決議いただいております。

2. 監査役の報酬等の総額は、平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

3. 支給額には、以下のものも含まれております。
役員退職慰労引当金の当事業年度増加額
取締役　5名　12,842千円
監査役　3名　4,037千円

4. 上記のほか、平成26年6月27日開催の第90回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対し20,170千円の退職慰労金を支給しております。

5. 当事業年度に係る役員賞与につきましては、支給しないこととといたしました。

(4) 社外役員に関する事項（平成27年3月31日現在）

1)　取締役 小池伸彦

①重要な兼職先と当社の関係

当社は三菱重工業株式会社との間に製品等の販売等の取引関係があります。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には16回中16回出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問するとともに、三菱重工業株式会社の執行役員としての知識と経験に基づき、助言を行う等、社外取締役として十分に経営監視機能を発揮しました。

④責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

2)　取締役 木曽敏浩

①重要な兼職先と当社の関係

三菱商事株式会社は当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります。当社は同社との間に製品等の仕入れ及び販売等の取引関係があります。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には、平成26年６月27日就任以後12回中12回出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問するとともに、三菱商事株式会社の部長としての知識と経験に基づき、助言を行う等、社外取締役として十分に経営監視機能を発揮しました。

④責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

3)　常勤監査役 新下正彦

①重要な兼職先と当社の関係

該当事項はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問するとともに、取締役の職務の執行及び取締役会の意思決定の適法性を確保するための質問・助言を行いました。

当事業年度開催の監査役会には、14回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。

また、監査役会で定めた監査方針に従い、その他重要な会議への出席、重要な書類の閲覧、各部門や支社・支店・工場の監査、子会社調査、内部統制システムの整備状況の監視、経営トップとの定期的な意見交換等を行い、常勤監査役として十分に監査機能を発揮しました。

④責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

4)　監査役 秋山正明

①重要な兼職先と当社の関係

当社と株式会社ジョイフル本田及びユナイテッド・アーバン投資法人との間に開示すべき関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問するとともに、公認会計士としての経験及び知見に基づいた質問・助言を行いました。

当事業年度開催の監査役会には、14回中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。

また、監査役会で定めた監査方針に従い、重要な書類の閲覧、会計監査、経営トップとの意見交換等を行い、財務及び会計に関する豊富な知見に基づき社外監査役として十分に監査機能を発揮しました。

④責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	58百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59百万円

（注）当社の重要な子会社のうち、MKK Asia Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、海外税務当局証明業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの構築に関する基本方針）は、次のとおりであります。

1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役及び従業員は、「当社グループ行動憲章」、「当社グループコンプライアンス行動基準」及び「コンプライアンス委員会規程」に基づき、法令・定款その他社内規則並びに社会倫理・通念を遵守し、行動する。

②社長直属で当社グループ全社を含む部門横断的に構成するコンプライアンス委員会が、取締役及び従業員のコンプライアンス体制の確立・意識の維持向上のための施策を推進する。

③内部監査室は、従業員の職務の執行が法令・定款及び社内規則等に適合しているかについて、当社グループ全社の業務活動の監査を行い、内部監査結果は、社長に報告の上、取締役及び監査役に周知する。

④従業員が、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、直接報告することができるコンプライアンスホットライン「ヘルプライン」を設置し、内部通報を奨励すると同時に、通報者の保護を図る。

⑤当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は断固として排除する旨を「当社グループ行動憲章」に定めており、役員、従業員、その他関係者がこの行動憲章を遵守するよう徹底する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①当社は、「取締役会規程」、「業務決裁基本規程」及び「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録し、保存及び管理する。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧することができるものとする。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、当社グループの事業に重大な影響が懸念されるリスクの未然防止及びその影響の最小化を図るための基本的事項並びに具体的対応策を「リスク管理規程」に取り纏めることとする。この具体策の推進は、リスク管理委員会が所管することとし、推進活動の進捗状況を適切に取締役会に報告する。

②緊急性を要する事項には、「リスク管理規程」に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報を一元化しトップダウンにて緊急事態に対処する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営の基本方針及び経営計画等当社の取締役及び従業員が共有する目標を定め、その達成に向けて取締役及び従業員各自が実施すべき具体的な目標を定める。

②職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役及び各部門長を構成員とする経営会議を設置し、経営に関する方針及び全社的重要事項について審議する。

③意思決定の迅速化のために、業務分掌規程及び職務権限規程等を見直し・整備し、権限責任を明確にするとともに、重要事項については経営会議における審議を踏まえて、取締役会の意思決定に資するものとする。
④取締役会は、各取締役の業務担当を定め、各取締役は自らの担当組織を監督する。

5)　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
①当社グループは、コンプライアンス、リスク管理、危機管理をはじめとする内部統制方針を制定し共有する。また、各委員会等において具体策の推進を所管する。
②当社は、子会社関係の諸規程を取り纏めた「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営機構（株主総会、取締役会）が十分機能し、自己責任による自立的経営が確立できるよう子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社へ報告を求めることにより、子会社に対して適切な管理をし、支援を実施する。
③当社は、子会社経営推進会議等を通じて、子会社の経営状況を把握するとともに、当社と子会社取締役間の意見交換等を通じて情報の共有化に努める。

6)　監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
①当面、社内部門の兼務者が監査役の職務の補助をする。監査役から専任者の配置を求められた場合には、監査役の意向を尊重するものとする。
②監査役の職務の補助をする従業員に対しては、その人事異動、評価等について、監査役会の意見を求め、尊重するものとする。

7)　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
①当社は、監査役がいつでも経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとる。
②取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、監査役に報告する。

8)　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①当社は、監査役に対して重要な決裁書類を供覧し、監査役がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制とする。
②監査役及び監査役会は、代表取締役、会計監査人等と定期的に意見交換をする会合を持ち、意見及び情報の交換を行うほか、必要に応じて会計監査人の報告を求めるものとする。
③内部監査室は、監査役との情報交換を含め連携を密にする。

（注）本事業報告中のご報告は、次により記載しております。
1.　百万円単位の記載金額は、百万円未満を、千円単位の記載金額は、千円未満を、それぞれ切捨てて表示しております。
2.　千株単位の記載株数は、千株未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表 （平成27年3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	29,301	流動負債	18,137
現金及び預金	7,557	支払手形及び買掛金	10,708
受取手形及び売掛金	15,884	短期借入金	4,527
製品	751	未払法人税等	153
仕掛品	1,757	前受金	749
材料及び貯蔵品	833	賞与引当金	547
未収収益	1,790	役員賞与引当金	6
繰延税金資産	378	工事補償引当金	119
その他	350	受注工事損失引当金	1
貸倒引当金	△2	その他	1,324
固定資産	15,924	固定負債	10,330
有形固定資産	4,890	長期借入金	1,200
建物及び構築物	3,080	役員退職慰労引当金	213
機械装置及び運搬具	451	ＰＣＢ処理引当金	17
土地	1,124	退職給付に係る負債	7,123
その他	233	繰延税金負債	1,618
無形固定資産	416	その他	158
投資その他の資産	10,616	負債合計	28,467
投資有価証券	10,412	（純資産の部）	
繰延税金資産	95	株主資本	14,815
その他	116	資本金	3,956
貸倒引当金	△6	資本剰余金	4,202
		利益剰余金	6,673
		自己株式	△17
		その他の包括利益累計額	1,941
		その他有価証券評価差額金	4,009
		為替換算調整勘定	△303
		退職給付に係る調整累計額	△1,763
		純資産合計	16,757
資産合計	45,225	負債及び純資産合計	45,225

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 （自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**34,744**
売上原価		**28,105**
売上総利益		**6,639**
販売費及び一般管理費		**4,947**
営業利益		**1,691**
営業外収益		
受取利息及び配当金	243	
雑収益	312	555
営業外費用		
支払利息	111	
雑損失	67	179
経常利益		**2,068**
税金等調整前当期純利益		**2,068**
法人税、住民税及び事業税	161	
法人税等調整額	△117	43
少数株主損益調整前当期純利益		**2,024**
少数株主利益		－
当期純利益		**2,024**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 （自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,956	4,202	5,096	△17	13,239
会計方針の変更による累積的影響額			△447		△447
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,956	4,202	4,649	△17	12,791
当期変動額					
当期純利益			2,024		2,024
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	2,024	△0	2,024
当期末残高	3,956	4,202	6,673	△17	14,815

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,522	△144	△2,072	306	13,545
会計方針の変更による累積的影響額					△447
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,522	△144	△2,072	306	13,098
当期変動額					
当期純利益				－	2,024
自己株式の取得				－	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,486	△159	308	1,635	1,635
当期変動額合計	1,486	△159	308	1,635	3,659
当期末残高	4,009	△303	△1,763	1,941	16,757

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

三菱化工機株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田　村　保　広	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢田堀　浩　明	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阿　部　正　典	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱化工機株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱化工機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表 （平成27年3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**24,584**	**流動負債**	**15,476**
現金及び預金	6,227	支払手形	1,648
受取手形	1,355	買掛金	6,837
売掛金	11,746	短期借入金	4,527
製品	751	未払金	648
仕掛品	1,508	未払費用	142
材料及び貯蔵品	758	未払法人税等	136
前渡金	80	前受金	673
前払費用	25	賞与引当金	424
未収収益	1,788	工事補償引当金	119
繰延税金資産	312	その他	320
その他	30	**固定負債**	**8,124**
貸倒引当金	△2	長期借入金	1,200
固定資産	**16,026**	役員退職慰労引当金	139
有形固定資産	**4,776**	ＰＣＢ処理引当金	17
建物	2,841	退職給付引当金	5,008
構築物	208	繰延税金負債	1,609
機械及び設備	399	資産除去債務	119
車両及び運搬具	2	その他	31
工具及び器具備品	133	**負債合計**	**23,601**
土地	1,124	（純資産の部）	
リース資産	38	**株主資本**	**13,060**
建設仮勘定	27	**資本金**	**3,956**
無形固定資産	**361**	**資本剰余金**	**4,202**
技術使用権その他	361	資本準備金	4,202
投資その他の資産	**10,888**	**利益剰余金**	**4,918**
投資有価証券	10,001	利益準備金	840
関係会社株式	328	その他利益剰余金	4,077
関係会社出資金	100	研究開発基金	500
長期貸付金	11	別途積立金	2,049
関係会社長期貸付金	1,469	繰越利益剰余金	1,528
その他	50	**自己株式**	**△17**
貸倒引当金	△1,073	**評価・換算差額等**	**3,949**
		その他有価証券評価差額金	**3,949**
		純資産合計	**17,009**
資産合計	**40,610**	**負債及び純資産合計**	**40,610**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 （自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		27,962
売上原価		22,472
売上総利益		5,490
販売費及び一般管理費		3,794
営業利益		1,695
営業外収益		
受取利息及び配当金	258	
雑収益	131	390
営業外費用		
支払利息	111	
貸倒引当金繰入額	111	
雑損失	60	283
経常利益		1,802
税引前当期純利益		1,802
法人税、住民税及び事業税	135	
法人税等調整額	△25	109
当期純利益		1,692

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 （自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
				研究開発基金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,956	4,202	840	500	2,049	250	3,639	△17	11,782
会計方針の変更による累積的影響額						△414	△414		△414
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,956	4,202	840	500	2,049	△164	3,225	△17	11,367
当期変動額									
当期純利益						1,692	1,692		1,692
自己株式の取得							－	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							－		－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	1,692	1,692	△0	1,692
当期末残高	3,956	4,202	840	500	2,049	1,528	4,918	△17	13,060

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	2,482	14,264
会計方針の変更による累積的影響額		△414
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,482	13,849
当期変動額		
当期純利益		1,692
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,467	1,467
当期変動額合計	1,467	3,159
当期末残高	3,949	17,009

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

三菱化工機株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田　村　保　広	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢田堀　浩　明	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阿　部　正　典	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱化工機株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

三菱化工機株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　新　下　正　彦　㊞

常勤監査役　早　野　博　史　㊞

社外監査役　秋　山　正　明　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主各位に対する利益還元を最重要政策としており、そのために長期にわたる安定的な経営基盤と内部留保の充実をはかりつつ、成果の配分を行うことを配当政策の基本としております。

平成25年３月期以来、誠に遺憾ながら無配を継続し、株主のみなさまには多大のご迷惑をおかけしてまいりましたが、当期は業績が改善し、当社単体で16億92百万円の当期純利益を計上することができ、復配が可能となりました。

つきましては、当期の期末配当は、上記業績、今後の事業環境及び財務体質等を勘案し、１株につき５円とさせていただきたく存じます。

(1) 期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金５円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は395,308,885円となります。

③剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

①当社及び当社子会社の事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）に事業目的を追加するものであります。

②「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第24条（取締役の責任免除）第２項及び現行定款第30条（監査役の責任免除）第２項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第24条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

③平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、補欠監査役の選任決議の有効期間に関する規定である現行定款第27条第３項の根拠条文の項数が変更となりましたので、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

現行定款と変更案は、次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（目的） 第２条　本会社は次の事業を営むことを目的とする。 １．～３．　（条文省略） （新　　設） （新　　設） ４．　（条文省略） ５．土木、建築、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、機械器具設置、水道施設、清掃施設等の各工事に関する設計、監理及び施工 ６．～13.　（条文省略） （新　　設） 14.　（条文省略） 15.　（条文省略） （取締役の責任免除） 第24条　（第１項　条文省略） 本会社は会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 （監査役の員数） 第25条　（条文省略） （監査役の選任） 第26条　（条文省略） （監査役の任期） 第27条　（第１項及び第２項　条文省略） 会社法第329条第２項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （第４項　条文省略）	（目的） 第２条　本会社は次の事業を営むことを目的とする。 １．～３．　（現行どおり） ４．照明器具の製造、修理及び販売 ５．各種高圧ガスの製造及び販売 ６．　（現行どおり） ７．土木、建築、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、機械器具設置、水道施設、清掃施設、とび・土工、塗装等の各工事に関する設計、監理及び施工 ８．～15.　（現行どおり） 16．発電及び売電に関する業務 17.　（現行どおり） 18.　（現行どおり） （取締役の責任免除） 第24条　（第１項　現行どおり） 本会社は会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 （監査役の員数） 第25条　（現行どおり） （監査役の選任） 第26条　（現行どおり） （監査役の任期） 第27条　（第１項及び第２項　現行どおり） 会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （第４項　現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（常勤監査役） 第28条　　（条文省略） （監査役会の招集） 第29条　　（条文省略） （監査役の責任免除） 第30条　　（第１項　条文省略） 本会社は会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（常勤監査役） 第28条　　（現行どおり） （監査役会の招集） 第29条　　（現行どおり） （監査役の責任免除） 第30条　　（第１項　現行どおり） 本会社は会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第３号議案　取締役７名選任の件

当社取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の充実・強化をはかるため、１名増員することとし、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	髙木紀一 (昭和29年２月25日生)	昭和55年４月　当社入社 平成22年７月　MKK Asia Co.,Ltd.代表取締役社長 平成25年４月　当社執行役員プラント事業本部技術統括兼プラントプロジェクト部長 平成26年１月　当社執行役員プラント事業本部長 平成26年６月　当社取締役プラント事業本部長 平成27年４月　当社取締役社長（プラント事業本部担当） （現在に至る）	4,000株
2	髙橋泰 (昭和27年６月23日生)	昭和51年４月　当社入社 平成19年４月　当社事務部長 平成22年４月　当社執行役員管理本部長 平成25年６月　当社取締役管理本部長 平成26年６月　当社取締役管理本部長兼環境事業本部担当 平成27年４月　当社取締役企画本部長兼管理本部担当兼環境事業本部担当 （現在に至る）	15,000株
3	宮崎敏男 (昭和27年12月８日生)	昭和48年４月　当社入社 平成16年２月　当社製造部長 平成19年４月　当社四日市工場長 平成21年10月　当社製造部長 平成22年４月　当社執行役員生産本部長兼製造部長 平成23年１月　当社執行役員生産本部長 平成24年６月　当社取締役生産本部長 平成25年４月　当社取締役（機械事業本部担当） 平成26年４月　当社取締役機械事業本部長 平成27年４月　当社取締役（機械事業本部担当） （現在に至る）	14,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	新下 正彦 (しんした まさひこ) (昭和26年6月24日生)	昭和50年4月　(株) 三菱銀行入行 平成12年12月　(株) 東京三菱銀行統合企画室室長 平成13年4月　(株) 三菱東京フィナンシャル・グループ総合管理部長 平成15年7月　(株) 東京三菱銀行法務・コンプライアンス室長 平成17年3月　同行退職 平成17年3月　アコム (株) 保証事業部長 平成17年4月　同社執行役員保証事業部長 平成20年6月　同社常務取締役・常務執行役員保証事業部長 平成21年4月　同社常務取締役・常務執行役員 平成21年10月　同社常務取締役・常務執行役員海外事業開発部長 平成21年10月　EASY BUY Public Company Limited 取締役会長 平成23年4月　アコム (株) 常務取締役・常務執行役員 平成24年6月　当社常勤監査役 (現在に至る)	3,000株
5	伏本 浩 (ふしもと ひろし) (昭和26年12月28日生)	昭和50年4月　当社入社 平成15年4月　当社資材部長 平成22年4月　当社執行役員営業本部長 平成24年4月　当社執行役員大阪支社長 平成26年4月　当社執行役員環境事業本部長兼大阪支社長 平成27年4月　当社執行役員社長付 (現在に至る)	5,000株
6	木曽 敏浩 (きそ としひろ) (昭和38年4月6日生)	昭和61年4月　三菱商事 (株) 入社 平成20年7月　千代田化工建設 (株) 出向 (平成21年12月まで) 平成22年10月　三菱商事 (株) インフラプロジェクト本部エンジニアリング事業ユニットマネージャー 平成25年4月　同社環境・インフラ事業本部エンジニアリング事業部長 平成25年7月　同社インフラ事業本部エンジニアリング事業部長 平成26年6月　当社取締役 (現在に至る) 平成27年4月　三菱商事 (株) インフラ事業本部戦略企画室長 (現在に至る)	0株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	加藤博樹 (昭和30年12月24日生)	昭和54年４月　三菱重工業（株）入社 平成18年４月　同社広島製作所資材部長 平成19年４月　同社広島製作所総務部長 平成21年１月　同社広島製作所副所長 平成21年10月　同社機械事業部副事業部長 平成22年４月　同社資材部長 平成23年４月　同社調達部長 平成25年４月　同社調達総括部調達部長 平成26年４月　同社交通・輸送ドメイン副ドメイン長兼交通・輸送調達部長 平成27年４月　同社執行役員機械・設備システムドメイン副ドメイン長 （現在に至る）	0株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．木曽敏浩氏及び加藤博樹氏は社外取締役候補者であります。

３．木曽敏浩氏は当社の特定関係事業者（主要な取引先）である三菱商事株式会社のインフラ事業本部戦略企画室長であり、当社は同社との間に製品等の仕入れ及び販売等の取引関係があります。

４．木曽敏浩氏及び加藤博樹氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。

(1) 木曽敏浩氏は、三菱商事株式会社のインフラ事業本部戦略企画室長であり、その豊富な知識・経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者といたしました。

(2) 加藤博樹氏は、三菱重工業株式会社の執行役員機械・設備システムドメイン副ドメイン長であり、その豊富な知識・経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者といたしました。

５．木曽敏浩氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年となります。

６．当社と木曽敏浩氏との間では、会社法第423条第１項に定める責任について、法令が規定する額を責任限度額とする契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、本契約を継続する予定であります。
また、加藤博樹氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当社と同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役　早野博史、秋山正明の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、第３号議案（取締役７名選任の件）において、監査役　新下正彦氏を取締役に選任いたしたい旨のご提案をさせていただいていることから、同議案の承認可決を条件として、同氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任により退任されます。

つきましては、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、いずれの候補者も補欠としての選任ではありませんので、本議案において選任される全ての監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	加藤（かとう）　豊（ゆたか） （昭和25年３月18日生）	昭和48年４月　当社入社 平成22年４月　当社国内プラント営業部長 平成23年４月　当社営業本部副本部長兼国内プラント営業部長 平成24年４月　当社事業企画室長 平成25年４月　当社執行役員新事業本部長 平成27年４月　当社執行役員社長付 （現在に至る）	10,000株
2	舩山（ふなやま）　卓三（たくぞう） （昭和24年４月15日生）	昭和49年11月　監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 昭和59年８月　公認会計士登録 平成14年５月　新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員（シニアパートナー） 平成22年６月　新日本有限責任監査法人シニアパートナー退任 平成22年７月　舩山公認会計士事務所開業 （現在に至る） 平成23年６月　税理士登録 平成24年６月　当社補欠監査役 （現在に至る） 平成25年５月　ソーラー発電ネットワーク（株）設立 同社代表取締役 （現在に至る）	0株

番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	吉川知宏（きっかわともひろ） （昭和40年10月5日生）	平成5年4月　弁護士登録　北・木村法律事務所入所 平成10年4月　吉川法律事務所開設 （現在に至る）	0株

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．舩山卓三氏及び吉川知宏氏は社外監査役候補者であります。

3．舩山卓三氏及び吉川知宏氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

(1) 舩山卓三氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、監査法人において会計監査業務に長年携わっており、財務及び会計に関する豊富な知見を当社の監査に反映していただくため、社外監査役候補者といたしました。上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断いたしました。

(2) 吉川知宏氏は、弁護士としての長年の経験と専門知識を有しており、法律知識に基づいた豊富な知見を当社の監査に反映していただくため、社外監査役候補者といたしました。
なお、同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断いたしました。

4．本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は、舩山卓三、吉川知宏の各氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、法令が規定する額を責任限度額とする契約を締結する予定であります。
また、第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案通り承認可決された場合には、加藤　豊氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　補欠監査役２名選任の件

第４号議案において、平成24年６月28日開催の第88回定時株主総会において選任いただきました補欠監査役　舩山卓三氏を、社外監査役に選任いたしたい旨のご提案をさせていただいていることから、第88回定時株主総会の決議に基づき、監査役会の同意を得て、取締役会において本総会終結の時をもって同氏の補欠監査役選任を取り消す旨の決議を行いました。

これに伴い、第４号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであり、早野博史氏は社外監査役の要件を満たしておりませんので社外監査役でない監査役が欠けた場合の補欠としての候補者、宇佐美　豊氏は社外監査役が欠けた場合の補欠としての候補者であります。

なお、選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	早野　博史（はやの　ひろし） （昭和25年２月25日生）	昭和48年４月　当社入社 平成14年４月　当社装置設計部長 平成16年２月　当社技術企画管理部長 平成17年４月　当社安全品質環境保証部長 平成19年４月　当社環境システムプロジェクト室長 平成22年４月　当社管理本部副本部長 平成23年６月　当社常勤監査役 （現在に至る）	8,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	宇佐美（うさみ）　豊（ゆたか） (昭和33年４月28日生)	昭和59年10月　監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 昭和63年８月　公認会計士登録 平成17年５月　新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員（シニアパートナー） 平成18年10月　同法人代表社員辞任 平成18年11月　マネジメント・パワー・エクスチェンジ（株）代表取締役社長 （現在に至る） 平成19年１月　宇佐美公認会計士事務所開設 （現在に至る） 平成22年６月　税理士登録　宇佐美税理士事務所開設 （現在に至る） 平成23年９月　西川計測（株）社外監査役 （現在に至る）	0株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．宇佐美　豊氏は補欠の社外監査役候補者であります。

３．宇佐美　豊氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は次のとおりであります。
同氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、監査法人において会計監査業務に長年携わっており、財務及び会計に関する豊富な知見を当社の監査に反映していただくため、補欠の社外監査役候補者といたしました。
上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断いたしました。

４．当社は、社外監査役との間に、会社法第423条第１項に定める責任について、法令が規定する額を責任限度額とする契約を締結しており、宇佐美　豊氏が社外監査役に就任された場合には、当該責任限定契約を締結する予定であります。
また、第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案が原案どおり承認可決された場合には、社外監査役でない監査役との間で同様の責任限定契約を締結する予定であり、早野博史氏が監査役に就任された場合には、当該責任限定契約を締結する予定であります。

第６号議案　退任取締役及び退任監査役に対する慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役を退任される山中菊雄氏並びに監査役を退任される新下正彦、早野博史及び秋山正明の各氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準及び従来の慣例に従い、相当額の慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期、方法等は取締役分については取締役会に、監査役分については監査役の協議に、ご一任願いたいと存じます。

各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
やまなか　きくお 山中　菊雄	平成12年６月　当社取締役機械事業本部長 平成16年２月　当社取締役技術生産本部長 平成16年６月　当社常務取締役技術生産本部長 平成17年４月　当社常務取締役（単体機械担当） 平成17年６月　当社取締役（単体機械担当） 平成18年６月　当社常務取締役（単体機械担当） 平成20年６月　当社取締役副社長（社長特命事項及び内部監査室、企画開発部、業務部担当） 平成21年６月　当社取締役社長 平成25年４月　当社取締役社長（新事業本部担当） 平成27年４月　当社代表取締役 （現在に至る）
しんした　まさひこ 新下　正彦	平成24年６月　当社常勤監査役 （現在に至る）
はやの　ひろし 早野　博史	平成23年６月　当社常勤監査役 （現在に至る）
あきやま　まさあき 秋山　正明	平成23年６月　当社監査役 （現在に至る）

以　上

メモ欄

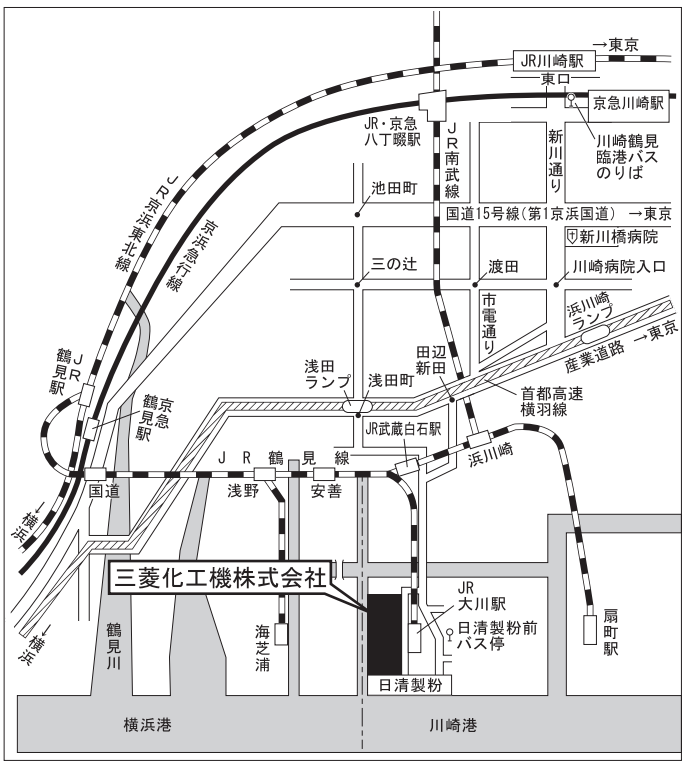
株主総会会場ご案内図

〒210-8560 川崎市川崎区大川町２番１号
当社会議室(本館２階)
電話 044-333-5354

交通機関

●バスをご利用の場合　川崎鶴見臨港バス　日清製粉前 下車　徒歩３分
JR川崎駅東口　バス停10番のりばより「日清製粉」行をご利用下さい。
なお、バスのりばは、川崎駅前南交差点の京浜急行線高架下となっておりますのでご注意願います。

●電車をご利用の場合　最寄駅　JR鶴見線 武蔵白石駅 下車　徒歩15分
なお、JR大川駅発着の電車は、朝夕のみにつき、ご利用にはなれませんのでご注意願います。



※首都高速横羽線の浜川崎ランプは、東京方面よりの出口専用ランプ、浅田ランプは、横浜方面よりの出口専用ランプです。